保育園向け　こども性暴力防止法（日本版DBS）対応支援サービス

2026年12月25日施行予定

「こども性暴力防止法」対応はお済みですか？

こども性暴力防止法（日本版DBS）とは

こどもたちを性暴力から守るため、保育園などの事業者に対して、性犯罪歴の確認や、職員研修・就業規則の整備・相談体制づくりなどを求める新しい制度です。

対象施設

原則、義務対象	認可保育所、認定こども園、幼稚園など
認定により対象	認可外保育施設など（一定の要件あり）



こども家庭庁

令和８（2026）　※1　各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国からの周知資料等	▲ガイドライン（1月9日）			△まとめ資料 △マニュアル	○研修教材、解説動画・資料 ○関連解説資料 ○報告・対応ルールひな型			△事務手続マニュアル（予定）				△法施行（12月25日）
システム登録	□ GビズID取得【4月末まで】（法人・運営者等で取得）			□ 事業者情報登録【認定の期限まで】（施設・事業所から所轄庁に登録）				□ 国からの確認に対応【必要に応じて随時】			□ 権限設定準備【12月上旬まで】	□ 権限設定
犯罪事実確認・防止措置	□ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など） □ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 □ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し ※2 詳細は別紙2参照 □ 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※2 詳細は別紙2参照 □ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※3 教育委員会のみ											
安全確保措置	□ 体制整備（相談窓口設置・周知等） □ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知 □ 従事者向け研修の計画策定・実施 □ 児童等・保護者向け周知・啓発											
情報管理措置	□ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備 □ 情報管理担当者向け研修の実施											
その他	□ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討 □ 事業者向け研修の受講											

最新の情報

2026年11月18日、こども家庭庁が「こまもろうシステム」の当面の運用見送りを発表しています。犯罪事実確認の具体的な申請方法、代替手続、実施時期については、今後の公式発表を必ずご確認ください。

まずはＧビズＩＤを取得し、
自園で必要な準備を確認することから始めましょう

いつまでに何をする？（主な対応）

STEP1
施行前に準備すること
12月25日まで

- ☐ 職員に日本版DBSの制度を説明する
- ☐ 対象となる職員・業務を整理する
- ☐ 不適切な行為の範囲を決める
- ☐ 就業規則・採用関係書類を見直す
- ☐ 情報管理規程、児童対象性暴力等対処規程を整える
- ☐ 管理責任者・担当者を決め、相談窓口、発生時の報告・対応ルールを整える
- ☐ 児童等・保護者向けに周知、啓発する
- ☐ 職員研修を計画・実施する

STEP2
施行後に行うこと

- ☐ 対象となる新規採用者等の犯罪事実確認
- ☐ 必要な防止措置（内定取り消し等）の実施
- ☐ 職員研修・相談体制の継続運用
- ☐ 犯罪事実確認に関する情報の適正管理
- ☐ 定期報告・対象職員の確認状況管理

STEP3
既存職員の犯罪事実確認

施行時点の既存職員については、

原則として **施行後3年以内** に確認する必要があります

※新規採用者については当該業務を行わせるまでに確認が必要です

園の状況に合わせて選べる３つのプラン

必要なところだけの支援から、包括的な支援までご用意しています

ライトプラン	スタンダードプラン	フルサポートプラン
まずは何が必要か 確認したい園に	必要な規程や雇用管理を 整えたい園に	施行準備から 運用体制まで整えたい園に

社労士支援	具体的な支援項目	ライト	スタンダード	フルサポート
現状確認	現状のヒアリング、準備チェックリストの作成	●	●	●
	優先対応事項の整理・スケジュール提案	●	●	●
制度の周知	職員向け説明資料の作成	●	●	●
対象の業務、職員の整理	対象の業務、職員の整理支援			●
「不適切な行為」の範囲設定	服務規律・防止ルールの整備支援		●	●
規程の見直し	就業規則の改定、関係規定の作成	●	●	●
	情報管理規程の整備		●	●
採用書類の整理	求人票・誓約書等の整備		●	●
研修支援	職員向け研修・管理職研修の実施支援			●
窓口設置支援	相談・報告体制の構築			●
	事案発生時の初動対応フローの整備			●
	運用開始後の一定期間のフォロー	●	●	●

- 主として規程整備・資料作成・研修・労務管理上の助言等を支援するものです
- 法令上の義務や最終的な判断・実施責任は事業者にあります
- 犯罪歴情報の取得・閲覧・管理は、事業者の法令上の権限者が対応します
- 解雇・内定取消・懲戒処分等は、労働契約法等に基づく個別判断が必要です

既存の労務顧問契約とは別のスポット支援サービスです
既存規程の整備状況や施設数に応じて内容を調整できます

保育園向け　こども性暴力防止法（日本版DBS）対応支援サービス

料金のご案内・導入までの流れ

園の状況に合わせて、必要な支援をご提案します。

報酬金額

プラン	報酬金額（税込）	
ライトプラン	￥ 33,000/月	（ご契約期間6ヶ月・総額￥198,000）
スタンダードプラン	￥ 55,000/月	（ご契約期間6ヶ月・総額￥330,000）
フルサポートプラン	￥ 110,000/月	（ご契約期間6ヶ月・総額￥660,000）

料金について

- 料金は、施設数・職員数・既存規程の整備状況等により変動する場合があります。
- 複数施設でのご依頼は、別途お見積りします。
- 職員研修の追加開催、追加書類作成、規程の大幅改定等は、別途費用となる場合があります。
- 各プランの具体的な納品物・対応回数は、契約時に確定します。
- 報酬は口座振替でご請求いたします。

導入までの流れ

1. お問い合わせ
2. 現状ヒアリング
3. プラン選択・お見積り
4. ご契約
5. 規程整備・研修等
6. 運用開始

オプション

人事労務の「労務監査」を併せておすすめします（￥55,000～）

お問い合わせ

レジリエンス社会保険労務士法人

住所：〒154-0017　東京都世田谷区世田谷1－33－2

電話番号：03-6407-9307

メールアドレス：info@resilience-sr.jp

ホームページURL：https://www.resilience-sr.jp/

Resilience
レジリエンス社会保険労務士法人

まずは現在の準備状況について、
お気軽にご相談ください。